

令和7年度第2回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和8年3月13日（金）

逗子市総務部情報公開課

令和7年度第2回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和8年3月13日（金）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第4会議室

議 題

1. 保有個人情報の目的外利用・提供について（報告）
2. 特定個人情報保護評価書について（報告）
3. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	横 山 美 子
委 員	森 田 明
委 員	野々山 隆 幸
委 員	山 本 幸 穂

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

情報公開課長	大 澤 道 英
主 事	加 藤 美 佳 子
主 事 補	前 田 柚 名
会計年度 任用職員	齋 藤 明 子

会議の公開・非公開の別

公開（議題（1）については非公開：逗子市情報公開条例第20条第1項第2号に該当）

傍 聴 者

0名

配 付 資 料

令和 7 年度第 2 回逗子市個人情報保護運営審議会次第

- ・【資料 1】保有個人情報の目的外利用・提供の状況について
- ・【資料 2】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧
- ・【資料 3】個人情報ファイル簿一覧
- ・【資料 4】個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・【資料 5】通話録音装置・防犯カメラの導入に係る資料

午前 10 時 00 分開会

○安達会長 では、定刻になりましたので、ただいまより令和 7 年度第 2 回逗子市個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本日の会議は成立します。

初めに、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 ありがとうございます。

では、議題に入ります。

議題（１）保有個人情報の目的外利用・提供についてを扱います。

本議題の内容については、警察の犯罪捜査等に関わるものが多く含まれておりまして、会議を公開することにより公共の安全の確保に支障を来すおそれがあると思われます。

会議は原則公開ですが、非公開情報に該当する事項を審議する場合は会議を非公開とできる例外規定が、逗子市情報公開条例第 20 条第 1 項及び逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領に規定されていますので、本案件の審議が終了するまで非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○安達会長 では、非公開といたします。

(非公開)

○安達会長 では、議題 1 は以上としまして、ここからは会議を公開といたします。

続いて、議題 2、特定個人情報保護評価書についてを扱います。

事務局から説明をお願いします。

○大澤情報公開課長 それでは、特定個人情報保護評価書について、担当より説

明させていただきます。

資料2を御覧ください。

○加藤主事 特定個人情報保護評価書につきまして、再評価を実施したものが1件ございますので、御報告いたします。

資料2の1ページ目を御覧ください。

対象の評価書は11番、子育て支援課の児童手当の支給に関する事務です。これは児童手当の事務に関連して、物価高対応子育て応援手当を新たに支給することに伴い、事務の概要や対象人数等に変更があったため、再評価を実施したものです。

実施日・公表日は令和8年1月22日となっております。

なお評価書につきましては、個人情報保護委員会ホームページから閲覧できます。

報告は以上となります。

○安達会長 何か御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。

では、これも報告を了承したということにさせていただきます。

続いて、議題の3、その他に入ります。

事務局からお願いします。

○大澤情報公開課長 その他としまして、報告が3件ございます。

第1に、個人情報ファイル簿について、第2に、個人情報事務登録簿について、第3に、通話録音装置・防犯カメラの導入について御報告させていただきます。

それでは、第1点目、個人情報ファイル簿についてです。

担当より説明いたしますので、資料3を御覧ください。

○加藤主事 個人情報ファイル簿について、令和7年4月から令和8年1月末までの増減を御報告いたします。

変更は15件、追加は2件ございます。

今回、変更の件数が多くなっておりますが、令和7年9月に個人情報保護委員会の施行状況調査に伴い、関係各所管課に確認をしたことで、所管課より修正があったものが含まれております。

まず、資料3の上から順に変更について御報告いたします。

3ページをお開きください。

通し番号44番から51番までの8件については、実施機関は市長、社会福祉課となります。この8件全て給付金関係の対応になります。こちらは8件とも、記録項目に個人番号を加えたことによる変更となります。

続いて52番、実施機関が教育委員会、保育課となります。ファイル名、子ども子育て支援システム（保育所関係）ファイルです。こちらも記録項目に個人番号を加えたことによる変更となります。

続いて、53番から56番の4件につきましては、実施機関が教育委員会、子育て支援課の、それぞれ予防接種ファイル、児童手当ファイル、小児医療ファイル、母子保健ファイルです。こちらは4件とも記録項目に個人番号を加えたことによる変更です。

続いて57番、実施機関は市長、高齢介護課の介護保険ファイルです。こちらも記録項目に個人番号を加えたことによる変更です。

続いて3ページ一番下のファイルになりますが、先ほど54番として御報告した子育て支援課の児童手当ファイルになります。同じファイルについて、2回目の変更となりますので、ファイル簿全体の件数を明確にするため、こちらは通し番号を当てておりません。こちらについては、記録項目に口座情報を加えた変更となっております。

続いて、追加について御説明します。

資料の4ページを御覧ください。

番号58番、実施機関は教育委員会、子育て支援課です。ファイル名は物価高対応子育て応援手当ファイルです。こちらは先ほど評価書でも出てまいりましたが、内容としては国で閣議決定をされた手当を実施するための事業となりまして、高校生までの子供を養育する保護者に対し、子供1人当たり2万円を支給するものです。

続いて59番、実施機関は市長、経済観光課です。ファイル名は、逗子くらし応援券給付事業ファイルです。こちらは食料品等の物価高騰に対応するため、市民生活の支援及び域内消費の活性化を図ることを目的として、逗子くらし応援券を給付する事業となります。

ファイル簿についての御説明は以上です。

○安達会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。

では、了承ということにいたします。

次お願いします。

○大澤情報公開課長 資料の２点目、個人情報事務登録簿についてです。

担当より説明いたしますので、資料４、資料２の下にあります資料と併せて御覧ください。

○加藤主事 個人情報事務登録簿について、令和７年４月から令和８年１月までの増減を報告いたします。

資料４の１ページ目の変更状況集計表を御覧ください。

変更等の内訳の下の合計欄を御覧いただきますと、新規は12件、抹消が11件、変更が151件となります。特に変更の件数が多くなっておりますが、こちら毎年秋頃に全庁に対して登録簿の確認の依頼をしまして、今年は10月に行いましたが、こちらの回答として修正が増えたという状況と考えております。

現時点での登録簿の件数は、年度当初705件に対し、新規12件、抹消11件ですので、１増の706件となっております。

それでは、内容について御報告いたします。

資料２ページ目の報告案件一覧を御覧ください。

集計表の裏面になります。

まず新規につきまして、上から順に御報告させていただきます。

先ほど課長からもお話しさせていただきましたが、資料８ページ以降に新規と抹消につきましては個票を添付しておりますので、併せて御参照いただくようお願いいたします。

まず１件目、実施機関は市長で、防災安全課です。事務の名称は街路灯事務です。こちらは消防総務課から防災安全課へ移管された事務となります。事務の内容は、自治会や商店会へ街路灯の電気代補助を行うものです。こちら平成31年に移管された事務であるため、その際に提出すべきところが漏れており、

今回、今年の全件見直しで判明したため、新たに登録簿を提出するものと所管から説明を受けております。

今回、同様に提出が遅れたものがこの後数件ございます。大変申し訳ありません。事務局としても、庁内向けの通知の記載を工夫する等して、このような例が減るように努めてまいりたいと思います。

続けさせていただきます。2番目、こちらも防災安全課の事務です。事務の名称は逗子災害ボランティアネットワーク事務、事務の内容は、逗子災害ボランティアネットワークの運営経費補助を行うものです。こちらは平成16年に事務開始となっております。申し訳ありません。

続いて3番、こちらも防災安全課です。事務の名称は防犯対策事業となります。こちらは市の機構改革により、生活安全課から移管された事務となります。事務の内容は、市内の防犯活動団体へ補助金を交付するもので、こちらも平成25年に開始となっております。

続いて4番目、実施機関は市長、市民協働課の犯罪被害者等支援事業です。事務の内容は、犯罪被害者や御家族の権利利益の保護及び受けた被害の軽減、支援金を支給、法律相談やカウンセリング等を行うものです。

続いて5番、これも市民協働課のふれあい活動の拠点整備支援事業です。事務の内容は、地域の市民活動団体等が借り受けた空き家等の納税義務者に対し、当該物件に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額を補助するものです。

続いて6番、経済観光課の逗子くらし応援券給付事業です。こちらは先ほどファイル簿のところで述べたとおりです。

7番目、実施機関は市長、社会福祉課の逗子市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業です。事務の内容は、支給対象者の確認及び当該給付金の支給となっております。

続いて8番目、実施機関は市長、障がい福祉課の成年後見制度利用支援事業です。事務の内容は、成年後見等の市長申立てを行う事務となっております。こちらは事務の開始が平成19年となっております。制度自体は平成19年からあったものの、本年度まで事例がなかったため、登録簿の作成が漏れていたものと所管課より聞いております。

続いて9番、実施機関は市長、環境都市課の逗子市重点対策加速化事業費補

助金です。事務の内容は、カーボンニュートラルを達成するための施策として、太陽光発電設備等に関する補助金を交付するものです。

続いて10番は、同じく環境都市課の地域公共交通活性化協議会です。事務の内容は、地域公共交通活性化協議会の運営及び地域の移動需要を分析するため、アンケート調査を行うものです。

11番、実施機関は市長、まちづくり景観課の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書経由事務です。事務の内容は、当該申請に関して市を経由し、県へ送付するものとなります。

12番、実施機関は市長、子育て支援課の物価高対応子育て応援手当です。事務の内容は、先ほどのファイル簿で御報告のとおりです。

続いて、変更について説明させていただきます。

変更については、個票は添付しておりません。151件ございますので、類型化して御報告させていただければと思います。

まず実施機関につきましては、市長が137件、消防長が1件、教育委員会が11件、議会が2件となっております。

変更内容としては、主なものと、記録の内容変更が72件、利用目的の変更が33件、利用された部署の情報変更が17件、事務の終了が6件となっております。

資料3 ページ目の9番、管財契約課の庁舎管理につきましては、こちらは通話録音データというものを加えたことによる修正という形になっております。

続いて、抹消について御報告をいたします。

資料8 ページ、最後のページを御覧ください。

抹消は11件となります。

実施機関は11件全て市長となっております。保存期間満了による抹消がほとんどですが、8番のみ、資源循環課の登録簿のうち9番目に、逗子市指定収集袋標語及びイラスト募集というものが既にございますが、こちらと統合したため抹消という形になっております。

登録簿についての報告は以上です。

○安達会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございますか。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特に御発言がありませんので、これについても了承ということにさせていただきます。

では、次をお願いします。

○大澤情報公開課長 次に、3点目としまして通話録音装置・防犯カメラの導入について御報告いたしますので、資料5を御覧ください。

令和7年度に整備運用された防犯カメラや通話録音装置の規定について御案内します。

資料5に基づきまして、通話録音装置・防犯カメラの導入について御報告いたします。

7月の第1回審議会で御報告しましたとおり、市役所で受信・発信する電話の音声を録音する装置を設置し、11月15日から運用を開始いたしました。これに伴い、保有個人情報の取扱いについて要綱を作成したものです。この資料で要綱2ページございまして、その次、3ページ以降につきましては3ページに消防の庁舎監視用カメラに外部映像が撮影されていることから、改めて12月1日に要綱・要領を整備しましたので、資料でお配りいたします。なお、7月の審議会で御質問のあった31日間の画像保存期間につきましては、要領で規定されております。

最後の残り2ページの8ページ、9ページについては、逗子市の清掃工場である環境クリーンセンターに防犯カメラを設置したことから、防犯カメラの設置要領を策定しましたので御報告いたします。

御報告は以上となります。

○安達会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、何か御質問、御意見等ございますか。

1件目と2件目以降とは、内容は違うものですね。

○大澤情報公開課長 そうですね。1件目が通話録音装置の音声データで、これが2ページございます。その後、3ページから7ページまでが消防の庁舎管理用のデータということで、監視用カメラの要綱ということで、こちらについては7月の審議会で御報告したときに、もともと外部映像が映らない前提だったので、特にこういった個人情報に関する規定は整備する予定ではなかったんで

すが、ただ、実際に映っている、あるいは警察から照会があったときに事情を把握したものですから、急ぎこれを整備するようということで、改めて整備のほうをこちらのほうからお願いというか、指導しまして、最終的に12月に策定されたということで、このデータを2つ目に載せています。

3つ目は全く新規で、これは通常の防犯カメラ要綱に紐づきます防犯カメラ要領としまして、環境クリーンセンターという清掃工場の防犯カメラについて規定したと。今回導入された装置の御紹介は音声データが1つ、それから本来は庁舎監視用カメラで、外部を映すようにできていなかった消防の庁舎管理が実際には映っていたので、追加で整備させたのが1つ。

それから、通常のルートで整備したから、そちらについてもともと既存である要綱の下に紐づく要領として整備した環境クリーンセンターの要領、この3件の御報告となります。

○安達会長 ということですが、いかがでしょうか。

最初の通話録音装置の運用に関する要綱というのは、令和7年11月15日から施行するというふうになっていますので、これは施行済みと。

○大澤情報公開課長 そうですね。実際に11月15日に市役所に電話をかけると、そのような変更が行われて、実際にはこの通話は録音されます。これがいろいろな企業も今導入されているとは思いますが、この装置を11月に導入しましたので、併せてこの要綱のほうも整備したという内容です。

○安達会長 具体的に、市役所に電話をする場合の通話録音装置がついている電話番号というのは特定されるんですか。

○大澤情報公開課長 市役所は基本的に代表電話で全て鳴るのと、あと各課で持っている個別の内線電話があるんですが、ちょっとそこは通信会社との関係で詳細には把握していないんですが、その全てが音声録音されるという、機械を入れていますので、その辺を対象として録音されることになっています。

○安達会長 その代表番号に電話すると、それはもう全て録音される。

○大澤情報公開課長 おっしゃるとおりです。市役所からかけても全て。

○安達会長 代表番号以外で使われている電話番号については、個々に。

○大澤情報公開課長 市役所内にある、基本的に代表電話から各課で持っている個別の電話番号って、そこに内線で飛ばせるようになっているので、直通電話

でありながら代表とリンクもしている電話なので、それも録ります、で、録られます。

○安達会長　じゃ、基本的には全て。

○大澤情報公開課長　そうですね。市からかけた電話は全て、この市庁舎に対してですけど、かけた電話、かかってきた電話、両方です。

○安達会長　代表番号、直通の場合でも全て録音される。

○大澤情報公開課長　おっしゃるとおりです。

○安達会長　ということで、それについては通話の際にそのアナウンスは流れるんですか。

○大澤情報公開課長　流れます。この通話は録音されています。逆に市からかけた場合はそれを聞く機会がないので、それを補完する意味でホームページ上でアナウンスをする、これは他市の条例からも一般的に言われている様子ではあるんですけど、やはり個人情報を収集、保有するということになりますので、事前の公表手段としてはホームページを補完的に使っているという状況です。

○安達会長　そうすると、市から電話した場合については、アナウンスは流れないんで。

○大澤情報公開課長　流れないんですね。たいていつなげる間の待ち時間に流すようになっていて、お客様によっては自分が市役所にかけて、普通よりもちょっとつながる時間が長いと電話代がちょっと負担が大きくなるんじゃないかという御心配もされている方の声も聞きますけど、ただあくまでかけた方が実際につながるまでの間にその音声が流れています。

○安達会長　気になるのはその逆のほうですけどね。市から電話が来たときに、録音されているということが直接御本人に伝わるわけではないということですね。

○大澤情報公開課長　そうですね。それについては、他市の条例、それから民間企業の取組なども確認はしたんですが、やはり音声でそこを差し込むことはできない状況ですので、ホームページ等で補完しているのは一般的なやり方で、逗子市もそれを採用させていただいていると。

○安達会長　ホームページにはそれも全部説明があるわけですか。

○大澤情報公開課長　そうですね。逗子市の通話は全て録音されますというアナ

ウンスはしております。

○森田委員 要綱の4条でホームページに載せるということは一応書いてあるので、それをやっていて、逆に言うとそれ以外のアナウンスはあくまでプラスアルファ的にやっているという位置づけで、市からかける場合はそれはないし、場合によっては将来的にそれはなしになるかもしれない、要綱上はですね、できないということになるのかと思います。

○安達会長 どのくらいホームページ等で周知されているのかというので。

○大澤情報公開課長 そうですね。ただ、実際にこのあたりというのは、限られた媒体の中で一般的に見られるということと、実際に市民の方からそれを知らなかったという苦情は、実際に届いてないです。市から一方的にかけるというより、通常は何か申請いただいてとかというケースで、先に市にかける方のほうが多いのかなと思うんですが。

ただ、本当にそういう事例であった方について、全くホームページも見れる環境じゃなかったりすると、あり得る話かなと思います。

○安達会長 あらかじめ予測していればいいですけどね。突然市からかけてきた場合に。

○大澤情報公開課長 そうですね。

○安達会長 録音されているということは本人はあまり自覚していないこともあり得るかなと

○大澤情報公開課長 そうですね。実際に全く知らない方というのも今の周知方法だといえるかなとも思うんですが、ただやはりある程度一般的な方法の中での周知を図って、こちらとして他の団体と比べても劣った周知ではないのかなというふうには、総合的にはちょっと感じたところです。

○安達会長 まだ運用を始めて短いですので、今後苦情が出てくる可能性もありますよね。

○大澤情報公開課長 なくはないんですが、逆にどんどん導入が増えていまして、近隣だと鎌倉市とか葉山町が導入していますし、横浜市が全庁ではやっていないんですけど、部局によってはやっているような話も聞いています。おおむねそういうやり方でしか、逆に周知が発信できないそうなので。

あと、もちろん企業で言えば銀行なんかでも、そういうアナウンスでやって

というやり方もとっていますので。一般的なやり方としての部分は満たしているのかなという考え方ではあります。

○森田委員 要綱の8条の苦情処理でただ苦情処理といっても適切な措置を講じるというのがどういうことになるのか、ちょっと様子を見てみないと分からないとは思いますが、管理責任者というのはとりあえずこういった立場の人を想定しているんですか。

○大澤情報公開課長 管理責任者については、こちらの機器を持っているのが庁舎管理者の長である管財契約課になりますので、庁舎管理者の課長が。

○安達会長 第3条に。

○大澤情報公開課長 そうですね。

○森田委員 そうか、管財契約課長か。全部についてここが責任者になると。

○大澤情報公開課長 そうですね。実際この運用って、実は近隣の他市のほうでは、例えば個人情報の開示請求があつたりとかという事例を聞いたんですが、今のところないそうです。ないそうなんですけど、こちらについては仮にこれを情報として見据えるときに、今この管財契約課というのは、録音する機械を置いているだけの課であるんですね。録音する機械を置いているだけの課ではあるんだけど、いざ何か、これはもう市民の方から不満があると言われた場合、逆に市のほうがカスタマーハラスメントみたいなものを受けた場合に活用するときに、実際に聞き取るのはその通話をした所管課です。

その場合は、管財契約課の機械からその課の音声を取り出して、所管課が公文書として今後管理していくんだらうという想定はしています。

その時点になりましたら、本日の審議会なんかもそうですけど、我々音声データというのはこういった審議会だとか録ることがありますので、それと同様に情報公開と個人情報開示請求、公文書というか保有の情報として対象になりますので、そこで扱われるんですが、今は管財契約課ではある意味全ての音声データを録音する機械を入れている課なんですけど、そこをしっかりとしなきゃいけないということで、ここの要綱を作成したいという考え方です。

○森田委員 そうすると、自分が話をした内容についての本人開示請求が来た場合は、それは電話で応答した所管課が対応するわけですか。そこが持っている情報ということになるんですかね。

○大澤情報公開課長　そうですね。この後の流れとしては、管財契約課という庁舎管理課のほうに、所管課のほうから音声データを提供してくださいという依頼行為が行われます。その場合は先ほどの説明的に言うと、目的内ですよ、市のほうの窓口対応向上になるとかいうところで、所管課に音声データが提供され、その音声データを取得した所管課が、音声データの情報を公文書というか、情報として管理していく。その次は保存年限が何年でとかというのは、個別の相談という部分にはなるんですけど、この例えば審議会の音声データにしても、その記録を起こした段階でこういう音声データというのは、我々としては廃棄しています、紙の会議録を成立させたところで。

そのところは様々な情報公開制度、個人情報保護制度の中で全国的に方針があるところではあるんですが、どこで公文書になるんだろうというところは、ちょっと音声データの扱いとしては、肝心な部分かなということは感じています。

○森田委員　ただ、そうすると、管財契約課から提供を受けてそれを開示するかということだと、受付先は管財契約課でなくていいんですかね、公開請求の。

○大澤情報公開課長　いろんな方がいるので、いろんな請求の仕方はあると思うんですが、通常この制度を利用する方って、市と何か電話で、お客さん側が欲しいとすれば、市とのやり取りの中で、言った、言わないとか対応に不満があるということになると、本来というか、今まで録っていないときにもそれについての記録をくださいと言われるんですね。音声記録ではなく。

だから、いきなり音声だけを求めるというやり方をするお客さんが来るかどうかは、ちょっと今のところは事例が近隣でもないので何なんですけど、普通皆さんが不満を言われるときというのは、不満に対しての市として持っている情報を全てくださいと。それは音声データもそうでしょうし、それについての連絡票ということで上司に報告した記録をくださいということで、そちらが今までは開示対象に多分なっていたんですけど。

○森田委員　ただ、今回こういう制度ができたわけだから、そうするとあのときやり取りした録音の記録がありますよねと、それをくださいということになりやすいかなとは思いますが、形式的といえども形式的な問題なんですけども、その場合の受付先がどちらになるのかというのは、管財契約課から提供し

て対応するとなると、むしろその時点で管理している管財契約課のほうが請求先になるんじゃないかという感じがするんですけどね。

○大澤情報公開課長 それもあり得るかとも、もちろん検討の中では行われました。ただ、開示請求を受けたときに一番ネックになるのが音声データの本人確認なんですね。例えば幾つかの事例がある中で、なりすましなんかも、逗子市のほうではなりすまし防止のほうに非常に強く取り組んでいるんだと思っていますので、そうすると、逗子太郎さんと名乗った人が、本当に逗子太郎さんだったのか。

○森田委員 ああ、その電話でか。

○大澤情報公開課長 それを音声をとっただけの所管課が。

○森田委員 そこはやり取りしたところでないと確認ができないということですかね。

○大澤情報公開課長 そうですね。だから実際に本当に、もっと乱暴な請求をすれば、1か月間の音声データを全部開示してくれという情報公開請求が仮にあったとして、保有個人情報 自分の情報でしょうけども。それも普通は出ないでしょうと、それは個人情報の範囲にはあるんですが、その中でも公務員同士が話した話って、対象から外れてくるんですね。例えば職員が出張先から出張報告を上司にした記録って、規定上もあるんですけど、それをもし開示するんだったら、個人情報というよりも行政の中での秘匿すべき情報として隠すぐらいなのかなという状況もいろいろございまして。

まず一番最初に音声情報の開示が来たときにポイントとなるのは、本人確認、なりすまし防止も含めた録音に係るという形になります。全国で言うと1個だけ事例がありまして、大阪府の税務関係の部署では、請求書の中にかけてきた電話番号を特定するようにというのをまずキーとして、請求書の中に入れさせるようにしていました。

そこまでいけば、いわゆる納得性のある本人確認の一つであろうなと。それにさらに内容的なものを所管のほうにも確認する。という事例を参考に我々は考えているのと、あと次に難しいなと思っているのが、音声情報の中で途中でしゃべっている人が替わった。夫婦で夫から妻に途中替わったところで、当然音声データが容易に分割できなければ、不可分な音声情報であるならば、それ

についても分割性がないということで、これも夫婦だとしても、夫、妻に関する情報としてはそれぞれ出ないだろうということなど、実際に申請があったときには、まず所管課のほうでもある程度本人確認が必要だということは、実務的には難しいなど。

でも、持っている以上は来ることも想定していろいろ検討しています。

○安達会長 なかなか難しいですね。親と子で声が似ている場合とか。

○大澤情報公開課長 はい、おっしゃるとおりです。だからまず仮に本人確認の一步が電話番号だとしたら、電話番号としてナンバーディスプレイを切っている方は、その時点で請求しても本人特定できませんので不開示、特定すべき情報が見つかりませんのかな。

続いて、その中に複数の音声があったときには、所管課であれば過去の経緯から電話番号とその音声の声、話している内容から分かる。このあたりは個人情報保護委員会も総合的に判断しなさいといって、明文化した判断基準で示してくれていないので、やはりその状況の所管課が間違いないと、今まで相談を受けている内容どおり、あるいは受けた苦情どおりの内容を相手方はちゃんと主張して、それを請求しているという本人音声であることを確認して、初めて出るのかなというところになります。

○安達会長 森田委員も言われたと思うんですが、本人が個人情報の開示請求をする請求先、また所管課なのか管財契約課なのかという点ですけども、要綱上は第3条で管財契約課になるんじゃないのかなと。

○大澤情報公開課長 これは機械の中にある音声情報を適正に管理するというところで、それを今度その所管において音声情報を、ある意味欲しい所管が請求をしたと。

○安達会長 請求をした時点でまだ所管課が持っているとは限らないんですよ。

○大澤情報公開課長 むしろ持っていないですね。

○安達会長 請求があった段階で、こういう請求があったから管財契約課のほうにこれ出してほしいということを求めるということですよ。

○大澤情報公開課長 そうです。

○安達会長 請求時点では管財契約課が持っているんですか。

○大澤情報公開課長 そうだと思います。

○安達会長 そうすると、請求先は管財契約課にならないのかな。というのは第3条ね。通話音声装置等の適正管理運用については、管財契約課長が責任者ですよね。通話録音装置等って、「等」が入っていますから、機械だけじゃなくて通話記録も入っているんですかね。通話記録も管理しているんですよ。

○大澤情報公開課長 おっしゃるとおりです。その機械の中にある部分においては、誰彼にも聞かせるわけにはいかない音声ですので、その時点までは管財契約課及びその管理者と同等の人間しか聞けないようになっています。

○安達会長 だから開示請求の時点でもね。

○大澤情報公開課長 そうですね、請求の時点においてはそうだと思います。

○安達会長 そうすると、一旦管財契約課の長を請求先にしておいて、請求があった場合に移管するという、所管課のほうに移管してもらうと、内部的に事案も移送するというふうにしないといけないのかなという気もするんですけどね。

○大澤情報公開課長 初めに申し上げたように、8条での苦情処理はこの管理責任者から対応するわけだから、それとの関係でどうなのか。だとしたら請求とかもそこが受け付けるほうがすっきりする感がありますけど。

○安達会長 それとは違う仕組みにするんだったら、何らか要綱か要領の中に書かないといけないじゃないですか。

○大澤情報公開課長 仕組みというのは、開示のための要領という意味ですか。

○安達会長 本人開示請求あった場合の扱いとかについて、別途決めておかないと、これだけだと所管課に請求しても持っていないですよ。

○大澤情報公開課長 先ほど申したとおり、基本的にそれを受け付ける請求内容、相手次第なので何とも言えないんですけど、対応記録という形で受け付けるならば、その時点で保有していなくても、請求者の求める情報ということで所管課が、つまり音声データだけを純粹に欲しがるという方がどれほどいるのかというところにもよってまして。

本当に請求情報単発で言うならば、恐らくでき得るかなと思っています。正直全くできないとは思ってはいないんですけど、基本的に請求者の求めるのが何かしらの音声記録、対応記録に類するものになるとすると、対応記録の一環として所管課のほうで対応させるべき。

○安達会長 音声データというのは通話記録のことですか。

○大澤情報公開課長 音声データイコール通話記録ですよ。

○安達会長 これは要綱の5条で、通話録音装置と通話記録は、共に管理責任者の下に置くことになりますので、所管課との関係は全然出てこない。だから所管課との関係をどこかに書いておかないと、その後のところにつながらないので、いきなり所管課に請求しても、所管課はその時点では持っていないんですよ、通話記録を。

○大澤情報公開課長 持っていないですね。

○安達会長 運用上は、所管課に請求があった場合でも対応するということになるのかもしれませんが、少なくとも要綱上はそうっていないわけです。

○大澤情報公開課長 おっしゃるとおりです。あくまでこれは通話録音装置の機械の運用のために規定しているものにはなりますので、実際の開示請求があったときのことはあんまり考えてくれないんです。

○森田委員 それだからこうなっちゃっているんだと思うんです。だから開示請求があった場合の対応をちょっと今後考えていかないといけないんじゃないかという。

○大澤情報公開課長 幾つかはもうつくってはいたんですけど、実は全国的にちょっと事例がなくて。例えば人口の多い都市で、そういった要綱が整ってくるとその運用って成立していくんですが、ちょっと事例がないもので、あまりルールをつくっちゃうと現実には即さないものになりかねないところもあるので。

○安達会長 本来的には個人情報保護制度の趣旨からすると、開示請求があったときに現に保有していない場合に、それを保有している課から取り寄せて対応するということは、通常は書かれていないんですよ。通常は予定されていないんですよ。

である以上、何らかの運用の手法を内部的にでも決めておかないといけないと思いますけども。この要綱のままだと、当然にはそうならない。

○大澤情報公開課長 ならないですね。要綱はあくまで機械管理上の要綱で。

○安達会長 所管課に対して請求された場合には、請求先を変えてくれというふうに窓口指導していかなきゃならないですから。

○大澤情報公開課長 窓口指導の段階では、先ほど申しましたとおり、音声のデータが欲しいお客さんは基本的にほぼないので。

- 森田委員 それは今後分からないからさ。
- 安達会長 今後出ますよね。
- 森田委員 これはもう全部やり取り残っているなということが周知されたら、じゃ、それくれよという話は結構これからは出てくるんじゃないですか。
- 大澤情報公開課長 可能性はありますが、ただ、先ほど言ったとおり、先行している他市では今のところない状況ではあります。
- 安達会長 件数多くなると必ず出ますよ。
- 大澤情報公開課長 いつかは出ると思っています。いつかは出ると思っていて、かつそれについては先ほど言ったとおり、対応記録としての内容を求めるものはあるだろうけど、いきなり機械音声を求められるというケースも、もちろんあるだろうなと思っています。ただ、そのときには所管課のほうでは音声を録音しているだけの内容について、まず録音者が音声を聞いていいのかという話と、管財契約課長が本人特定のために福祉関係でやった音声を聞いてもいいのかという話も。
- 森田委員 いやだから、まさにそういう場合があるから、直接やり取りした所管が対応しないといけなくなってくると思うんだけど、ただこの書き方でそれができるのかということなんですよね。
- 大澤情報公開課長 請求時点でそういうふうに誘導する予定ではあります。ただ、先ほど言ったとおり、いきなり音声を求められるのが今後出てくるかもしれないなと思いつつ。ただ、先ほど言ったとおり、事例がない中でちょっとルールのにもつくりづらいところがありました。
- 安達会長 事例があってからつくるんじゃないで、あるという前提で対応しないといけないんじゃないですかね。
- 大澤情報公開課長 ただ、実際問題として別にこの規定自体が逗子市独特のもので何でもなく。
- 安達会長 もちろん分かります。どこでも初めてなんです。だから、これから起こり得る事態なんです。これから起こり得る事態に対して、あらかじめ備えておく必要があると思うので、その場になってから考えようではちょっと遅いんだということです。
- 大澤情報公開課長 おっしゃるとおりなんですけど、ただ、今の時点ではこの

個人情報保護法の中でどう考えるかというのは、日々相談はしているんですよ。今の時点では、独自条例ではないので、あくまで法律上どう読むかという話にはなってくるので、そこについてはどういうふうにしようかなというところで、悩ましいところではあります。

○安達会長 ただこれはあんまり国に聞いてもちゃんと答えはくれないというか。

○大澤情報公開課長 国もつまり事例を持っていないので。ただ、民間企業なんかでもそういう事例はあるのかもしれないんですが、Q&Aとかには今のところはそれも載っていないくて、やはり音声録音しているのが市役所だけではなくて、いろんな団体が今やっている中で、その音声をクレーマーと言われる人なのか、純粋に何か意見を述べたい人なのかは問わず、欲しいと言われたときの扱いについては、事例としては出そろっていないところはあるかなと思います。

○加藤主事 非常に難しい問題ではあるんですけども、この音声データ自体は管財契約課のほうでは30日、1か月ぐらいで消えていってしまうものになるので、ある程度事前にトラブルがあったやり取りについては、事前にもう所管課が保有しておいて検証したりとか、そういった場合も考えられ得るものでは。この録音自体は開示請求のために始めたものではなくて、当然。

○森田委員 もちろんそうなんですけどね。

○加藤主事 なので、もう既に所管が取り寄せているデータがあれば、所管が保有している、開示請求の時点で保有しているという形で当然問題はないと思うんですけども、そのほかの単発で来た場合にどうするかというのは、保有先がどこになるのかとか、その辺を整理しながら移送するかどうかとか、こういった形で対応できるかを考えていかないといけないかなと思います。

○森田委員 そこは個人情報保護委員さんとかもいるわけだし、ちょっとその辺で検討してみてください。

○大澤情報公開課長 引き続き検討してまいります。

○安達会長 この通話記録というのは、30日ぐらいで上書きされるわけですよね。

○大澤情報公開課長 消去するようにしています。

○安達会長 その前に所管課のほうに通話記録を渡したという場合に、その通話記録の保存期間はどうなるんでしょうか。

○大澤情報公開課長 それぞれの所管課で決めます。

○安達会長 そうすると、それを第5条の第3項の趣旨からすると、その点が非常に不明確ですね。現実的には、所管課に移せば半永久的に保持するかも分からない。

○大澤情報公開課長 もともと保有する個人情報として、音声をとったまでは管財契約課の情報ではあるんですが、それを正当な手続で正当な根拠をもって所管課に譲られた側が、その行政目的としてそれぞれの個人情報が扱われる内容になりますので、そのときに、本当に記録を起こした段階で消すという考え方もあれば、通常のそれぞれの業務に関する保存年限は1年、3年、5年、7年とかと定まっていますから、それに当てはめて保存するのかというのを、所管課が管理することになります。

○安達会長 その扱いを、何らかルールを決めておく必要があるんじゃないかなと思いますけど。

○大澤情報公開課長 もともと各課で取得した個人情報というのは、例えばほかの課からもらうと、その課の保存ルールに基づいて、改めて保存年限を付され直すんですよ。設定し直すんですね。今回で言えば、管財契約課は音声として30日間の保存をしていますよ。それを所管がもらったときに、その保存が例えば記録を起こした段階で消せるものなのか、これが場合によっては音声として公文書として管理するのか、最大の30年までとっておく必要があるのかというのを個別に判断されるのかなと。

○森田委員 5条3項だと通話記録は複製してはならないということがあって、ただし書きもある、ただし書きもちょっと疑問だけど、管財契約課から所管にデータを提供した場合は、これは複製ということではないということなんですか。

○大澤情報公開課長 通話記録の控えがある段階のものが通話記録としてあって、そこから先の持ちようというのは、また所管のほうで適正に管理される。

○森田委員 だからそれは複製ではないから、管財契約課にもともとある情報と合わせて、所管課が別に持つということになるんですか。

○大澤情報公開課長 おっしゃるとおりです。

○森田委員 別の文書という形で持つということですか。

○大澤情報公開課長 はい。

○安達会長 通話記録自体は管財契約課のほうでは消しちゃうんですか。上書きされちゃうわけですか。

○大澤情報公開課長 30日で消えます。

○安達会長 ですね。それとは別に所管課に渡した場合には、それは複製になるんじゃないの。

○大澤情報公開課長 その渡す段階では複製です。管財契約課からの複製とはあるんですけど、複製されたものはその用途でもって、録音データとしてとってあるものを所管課が預かった段階で、情報としては。

○森田委員 別の情報になると考えると、複製ではなくなっちゃうんですかね。しかしそれいいのかな。

○安達会長 別の情報になるのか。5条3項のただし書きの後段のほうですね。

○大澤情報公開課長 はい。

○安達会長 その他通話録音装置等の設置の目的を達成するために特に必要だと管理責任者が認めた場合と、これに該当するものになりますかね。

○大澤情報公開課長 特に必要があると、あ、そうですね、複製をした段階では特に必要があると認める。

○安達会長 複製には違いないんですか。複製として特に必要があるということ。

○森田委員 だから提供して残したということになるわけですか。

○大澤情報公開課長 そうです。

○加藤主事 必要がない限り、みだりに複製しないようにというような規定で。

○森田委員 まあそうなんですけど、規定ぶりとしては複製してはならないが非常に強く表に出ているので。

○大澤情報公開課長 原則。

○森田委員 大原則はそっちだよという感じではあるので。

○安達会長 その上その音声データが欲しいという人がたくさん現れるとは考えにくいですから、そういうケースというのは多くはないだろうということは、例外的な扱いになっちゃうんでしょうけど。必要がある場合には上書きされないうちに複製をとっておいて、それを所管課のほうに提供するということに恐

らくなるんでしょうね。それが5条3項のただし書きの後段の部分ということでしょうかね。

とにかくなかなか難しい問題が結構ありそうな気がしますので、事前に対応をどうするかという点については、説明が対外的にできるようにすっきりさせておかないといけないかなという気はしました。

○大澤情報公開課長 一回作ったとき、今言ったとおりのような対応では考えてはいたんですが、ただ、実務的にやったところで、ちょっと想定していない事態というのも結構あり得そうなので、あくまで個人情報を開示規定なんかに沿って個別に判断していくのかな、と一方では思っています。

○安達会長 あと1点伺いたいんですけども、この要綱の第3条第2項のところに、操作担当者というのがありますよね。管理責任者は操作担当者以外の者に通話録音装置等の操作をさせてはならないというふうに書いてあるんですが、通話録音装置の操作というのは具体的にはどういうことを指しているんでしょうか。

○大澤情報公開課長 いわゆる電話交換のところに置いてある機械でして、その交換のところにそれを保存する媒体等、データ化しますので、もしもそのデータが欲しいと言われたときに何時何分の電話番号どこからの電話というのが残っている記録を持っている機械があるんです。それを操作する担当ということで、管財契約課の人間が操作担当だとして。

○安達会長 あくまでこの操作担当者というのは、管財契約課の課員ということが想定されているわけですね。

○大澤情報公開課長 そうです。

○安達会長 実際にはその課員の方は通話管理装置を事実上管理運用しているということになりますかね。

○大澤情報公開課長 そうですね。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。何かこの件でもいいし、ほかの件でもいいですけども、御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。いろいろ問題がありそうですけども、鋭意検討していただいて。

○大澤情報公開課長 この装置が入れられると聞いたときに、もうそれは民間も

含めていろんな制度を調べましたが、それらについての明確なルールを持っているところはどこにもなくて。先ほどから言っているように、請求が出てきて音声だけを拾おうとしたら、その音声と本人確認を結果的にみんなやらなきゃいけないという実務的な状況がもちろんあって、そことの兼ね合いでという話でしたけど、おっしゃるとおり、いきなり音声をくださいという人は当然、いるんですけど、管財契約課だと恐らく本人確認はもうできないので。

それをもって不存在とするのもな、とかって思いつつ。ただ、おっしゃるとおりいきなり音声という人は世の中にはいるだろうとは思っています。

○森田委員 これからは出てきますよ。だってもう録音しているということが知れ渡っちゃうわけですから、みんなにね。

○大澤情報公開課長 アナウンスしていますからね。

○森田委員 今までは録音は基本ありませんで済んでいた話なので、もう消しちゃいましたとかと言ってたけども、少なくともこれでいえば30日間はあるはずだと言われちゃったら、それに対応せざるを得ないもんね。

○大澤情報公開課長 そうですね。

○森田委員 むしろそのほうがよっぽど確実に請求できるという感じになっちゃいますよね。

○安達会長 またじっくり御検討ください。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

○森田委員 現場が混乱しないように。

○大澤情報公開課長 難しいです。おっしゃるとおり、ずっとオンブズマンの先生方にも相談してきていて、その情報ってどの時点からだろうとか、それこそさっき報告したファイル簿に当たるのかどうかとか、そういうのから全部音声情報を扱うかというのは、音声でいえば審議会でやっているようなテープ録音が我々一般的でしたから、これに機械が自動的にいっぱい録ってくれる音声データをどう扱うかというのは、ちょっと悩ましいけど、そっちのほうも来ることはもちろん想定して。ただ、今申しましたとおり、管財契約課の人間では恐らく本人特定はもうできないだろうというのはあるので。難しいです。

○安達会長 よろしいですか。

いろいろ御意見がおありかも知れませんが、本件に関してはここまでに

させていただきたいと思います。

では、続いて事務局から何かありますか。

○大澤情報公開課長 その他で予定した案件は以上となります。

通常ですとここで次回開催日の調整をお願いしておりますが、本日の会議で今期第17期の個人情報保護運営審議会開催は最終となります。

次回の開催は令和8年7月頃を予定しておりますが、こちらは新たに就任される委員の方も含め、別途日程調整をさせていただきます。御連絡はメールを送信いたしますので、御協力をお願いいたします。

日程調整については以上です。

それからもう1点こちらからいいですか。

○安達会長 はい、どうぞ。

○大澤情報公開課長 本日予定の案件は以上となりますが、ただいま申しましたとおり、本日で今期第17期の個人情報保護運営審議会の開催は最終となります。ここで委員の皆様から御挨拶をいただきたいと考えております。順番は、森田委員から時計回りに野々山委員、山本委員、横山副会長の順番で御挨拶をいただきまして、最後安達会長に御挨拶をいただきますようお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

(委員挨拶)

○大澤情報公開課長 第17期個人情報保護運営審議会の委員の皆様、逗子市の個人情報保護制度の発展に御協力いただきまして、ありがとうございます。

今安達会長からも御紹介がありましたとおり、令和5年度に逗子市が個人情報の保護に関する法律の適用となりまして、この第17期は、その改正後、新規で任命された最初の任期となります。条例から法律に移行し、審議会の役割も変化した中、法律が許容する本市の個人情報保護制度の取組に対する審議をいただき、大変ありがとうございます。

次期第18期にも、引き続きご就任いただく委員の皆様に、引き続き本市個人情報保護行政への御協力をお願いするとともに、長く本市に御尽力いただきました安達会長におかれましては、大変ありがとうございます。本当に長い間ありがとうございました。

○安達会長 ほかに何か。

○大澤情報公開課長 特にございません。

○安達会長 よろしいですか。

それでは、以上をもちまして本日の会議は閉会といたします。

午前 11 時 34 分閉会